



2023年12月21日

各 位

会社名 株式会社メディアネット  
代表者名 代表取締役社長 久布白 兼直  
(コード番号: 2370 東証グロース)  
問合せ先 取締役経営管理部長 落合 雅三  
(TEL 03 - 6631 - 1201)

## 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行（以下「本新株式発行」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 発行の概要

(1)	払込期日	2024年1月10日
(2)	発行する株式の種類および数	当社普通株式 179,549株
(3)	発行価額	1株につき44円
(4)	発行価額の総額	7,900,156円
(5)	割当予定先	当社の取締役(※) 7名 179,549株※社外取締役を含む

#### 2. 発行の目的および理由

当社は、2022年11月18日付の取締役会において、当社取締役(社外取締役を含む。以下、「対象取締役」といいます。)を対象に、当社企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、中長期的な企業価値向上に向けた取り組みや株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)の導入を決定し、また、2022年12月15日開催の第27回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式付与のための現物出資財産として、既存の報酬枠とは別に、取締役に対して、年額24,000千円以内(うち社外取締役は年額3,000千円以内)の金銭報酬債権(以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。)を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日から対象取締役が当社又は当社の子会社もしくは関連会社(以下「当社グループ」という。)の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位も喪失するまでとすることにつき、ご承認をいただいております。また、本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年300,000株以内(うち社外取締役は年37,500株以内。ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当、株式分割又は併合が行われた場合、当該効力発生日以降、割当比率、分割比率、併合比率に応じて、当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整します。)とし、その1株当たりの払込金額は、株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定することにつき、ご承認をいただいております。

当社は、本日開催の取締役会において、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、当社企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、中長期的な企業価値向上に向けた取り組みや株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的といたしまして、金銭報酬債権合計7,900,156円(以下「本金銭報酬債権」という。)、普通株式179,549株を付与することといたしました。

本新株式発行においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役7名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式(以下「本割当株式」といいます。)について割当を受けることとなります。本新株式発行において、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)の概要は、「3. 割当契約の概要」のとおりです。

### 3. 割当契約の概要

#### ① 譲渡制限期間

対象取締役は、交付日から当社グループの取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位も喪失するまで（以下「本譲渡制限期間」という。）の期間、本制度に基づき交付を受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

#### ② 譲渡制限の解除

対象取締役が本譲渡制限期間の開始日以降、1年が経過する日までの期間（以下「役務提供期間」という。）継続して当社グループの取締役、監査役、執行役員又は使用人の地位にあったことを条件として、そのすべての本割当株式について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間中に当社グループの取締役、監査役、執行役員及び使用人の地位をいずれも喪失した場合、「③ 役務提供期間中の退任等の取り扱い」の定めに従って無償取得される株式以外の本割当株式について、当該無償取得に係る取締役会決議がされた時点をもって譲渡制限を解除するものとする。

#### ③ 役務提供期間中の退任等の取り扱い

対象取締役が役務提供期間中に当社グループの取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位も喪失した場合（ただし、死亡による退任の場合を除く）には、当社は、対象取締役の退任の理由（自己都合、定年等正当な理由のある場合、解任される場合等）等具体的事情に照らして、当社の取締役会の決定により以下のいずれかを実施することができる。

I. 本割当株式の全部を無償で取得する。

II. 対象取締役が退任した時点をもって、次の(i)の数から(ii)の数を引いた数の本割当株式について、無償で取得する。

(i) 本割当株式数

(ii) 本払込期日を含む月から対象取締役が本条項柱書に掲げるいずれの地位からも退任した日を含む月までの月数を12で除した数（以下「在任期間比率」という。）に、本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）

#### ④ 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理する。

#### ⑤ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（当該組織再編等に関する事項について当社の株主総会の承認を要しない場合には、取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合には、当社は、本項の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式の全てを当然に無償で取得する。

### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2023年12月20日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である44円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上